

(案)

令和6年度 第2回 甲賀市市民参画・協働推進検討委員会 会議録 (概要)

【日 時】 令和6年(2024年)10月2日(水) 13:00~14:30

【場 所】 甲賀市まちづくり活動センター 2階 多目的室1

○出席委員 遠藤委員、辻本委員、中川委員、西野委員、橋本委員、平子(幸)委員、吉田委員

○事務局 吉川総合政策部長、藤橋総合政策次長、築島課長、清水課長補佐、清水主監、西島係長

○傍 聴 0人

○会議内容議題

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 前回の振り返りについて

(2) 甲賀市まちづくり基本条例の検証について(第1章)

4 その他

(1) 令和6年度第3回会議の日程について

○事務局

只今から、甲賀市市民参画・協働推進検討委員会令和6年度第2回の会議を開催します。開会にあたり、中川委員長よりご挨拶をいただきます。

○中川委員長

みなさんこんにちは。今日から何回かの回数を重ねて甲賀市まちづくり基本条例の条例・解説・運用について検証に入ります。委員の皆様より、事前に意見書を頂いていることから、的確かつ円滑に進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

(1) 前回の振り返りについて

○事務局

資料1から5について説明を行う。

資料1「第1回委員会会議録(案)」について。事務局にて会議録案を作成した。各委員にてお目通しのうえ、修正箇所があれば10月9日迄に事務局まで連絡を頂きたい。

資料2「人口推計」について。第1回委員会において、遠藤副委員長より条例施行時と現在との人口推移について資料提供依頼があったことから、事務局にて用意したもの。

資料3「甲賀市における多文化共生の取り組み」について。第1回委員会において、橋

本委員の意見の関連資料として用意したもの。

資料4「甲賀市統計書」について。第1回委員会において、辻本委員より昼夜間人口の推移について資料提供依頼があったことから、事務局にて用意したもの。

資料5「基本計画の位置づけと機能」について。まちづくり基本条例と総合計画基本計画との位置づけについて示したものであり、今後の検証の参考として頂きたい。

○橋本委員

資料1「第1回委員会会議録(案)」について、各委員の名前が出ているが、通常の委員会では個人名まで表記するものか。

○事務局

委員の皆さまで決めて頂くことができるが、本委員会は附属機関であり、傍聴内公開の場でもあることから、これまで公開している。

○中川委員長

委員会の会議録の委員名表記について、ホームページ上での公開と、公文書の記録によって異なる場合がある。タウンミーティング等で一般市民が参加される場合は公開しないこともある。本委員会については、これまでの基準と合わせることにし、委員名を表記することとしてよろしいか。

○委員一同

異議なし。

○中川委員長

前回委員会にて、前文部分の検証を行った。解説部分に昨今の状況を追記してはどうかというご意見があった。

例えば、「新名神高速の開通なども甲賀市の発展を支えています」「旧5町の繋がりが今の時代にも引き継がれてる」といったような表記。

その他、「まちづくりの担い手」と「自治の担い手」という異なる表現がされていることについてもご意見があったが、言葉の意味としては同様であるということでご理解いただけたかと思う。

前文の修正として、この程度であったということによろしいか。

○委員一同

異議なし。

(2) 甲賀市まちづくり基本条例の検証について（第1章）

○中川委員長

まちづくり基本条例は、1章から6章、全31条となっております。

概ね1回あたりの委員会で1章ごとの範囲を目安としていくということで、前回委員会でも、皆さんご理解頂いたところ。

第1章から順番に審議を行い、市に答申を行う。今日は第1章について検証を行う。資料6について、事務局から説明されたい。

○事務局

資料6「コメントペーパー」について。各委員にて事前に第1章の改正の必要性等について事務局まで意見を提出頂き、とりまとめたもの。

条例・解説・運用についての改正の有無、またその箇所・内容について意見を頂いている。各委員より順番に発言願いたい。

○事務局

【資料6】吉田委員の意見について説明。

○中川委員長

吉田委員のご意見のうち、第4条の条文改正の意見については、前回議論したことでか。

○吉田委員

前回の委員会で議論した内容。このままでもよいと思うが、意見として出させてもらった。

○中川委員長

2条第3号についてもご意見を頂いている。

解説部分の「自治振興会」の表記を「自治振興会、まちづくり協議会等」に加筆修正すべきじゃないかというご意見。

吉田委員の仰る通りにしても良いと私は思うが、事務局側の意見を求める。

○事務局

可能だと考えているが、意図を伺いたい。

○吉田委員

条例施行時は「自治振興会」がメインだったが、現在は「まちづくり協議会」に名称変更されている団体が複数あることから、現状に即した表記にできれば変更されたい。山本

委員も同様の意見を提出されている。

○中川委員長

このことについて、意見はないか。

○委員一同

異議なし。

○中川委員長

本件について、加筆修正することとする。

その他、吉田委員より第5条における運用についてご意見を頂いている。

市民意識調査にて、まちづくり基本条例を市民の半数以上が知らないと回答していることに対して、事務局としての所見はどうか。

○事務局

吉田委員のご意見の通り。市民意識調査の結果、条例を知らないという結果が62%ということで6割の方も知らないという結果が出ている。

平成28年にまちづくり基本条例が施行されてから、市として十分な周知や認知を上げる努力をしてきていないと感じている。例えば、出前講座や勉強会等。

本委員会での検証作業を通じて、今後職員向けの研修会をはじめ市内での認知度を上げること、また市民向けの勉強会等を行う必要性があると認識している。

○中川委員長

今後、内外に向けての啓発が必要になる。よろしくお願ひしたい。

○事務局

【資料6】山本委員の意見について説明。

○中川委員長

とても貴重なご意見を頂いた。

第2条第1号に関する意見に関して。「生徒」は普通、市町村の所管する学校を対象とすることから児童生徒を指す。そうすると、専門学校・大学生が抜けてしまうという指摘。

例えば、学生も含めるという趣旨であれば、「生徒等」とする方法がある。解説の中に、「小・中・高校生、他大学・各種専門学校の在学学生を含みます」といった記載とすることとしてはどうか。

○委員一同

異議なし。

○中川委員長

次に、第2条第3号の「区、自治会及び自治振興会」の表記について。「まちづくり協議会」の追記を希望する意見ですが、先ほどの吉田委員の意見と同様のため、解説に入れることとする。

続いて、第4条第3号「福祉のいきとどいた住みよいまち」の解説部分について、ユニバーサルデザインやバリアフリーの事例が書かれていることは良いが、福祉をいきとどかせるための仕組み(例えば「地域福祉計画の策定」や、「重層的支援体制整備事業等の実施」)についても追記できないかという意見。

この山本委員の意見の6行をうまく2~3行に縮めたものを追記できませんか。そのように対応したい。

○事務局

【資料6】橋本委員の意見について説明。

○橋本委員

第4条第1項と3項について。「誰もが」という言葉がある。

解説では、高齢者や障害者については記載されているが、健常者の中でも性別や外国籍の方など多様性があり、「誰もが」という言葉が広義の意味となっているか。

○事務局

橋本委員の仰ることも理解できるが、外国人のキーワードを第4条では敢えて表記していない。パートナーシップ宣言や性的マイノリティや文化宗教等の多様性については、第6条の運用に記載している。第4条のところの解説でしっかりと変えていくのか、もしくは第6条を具体的に变えていくのか。

○中川委員長

原則を立てたい。条文のどの箇所を触るかといった疑義が生じた場合、前の方の条文で総論的に抑えていく。後の条文になるほど、専門的各論的なところを押さえるという役割分担としたい。

条文の前の方でできるだけカバーリングを広くし、後ろの方では専門的な奥深いことが漏れないよう書き直しをしたいが、よろしいか。

○委員一同

異議なし。

○中川委員長

それではこの橋本委員のご指摘の意見については、そのように対応することとしたい。

○事務局

【資料6】葛原委員の意見について説明。

○中川委員

第2条の解説において、「市民」の定義の説明の中の「市内にある事業所に通勤している人」という言葉で葛原委員の感じられた疑問について、委員の皆様の意見を求めたいと思うがどうか。

○吉田委員

テレワークで仕事をされている方が市民、という感覚は私はあまりない。ここで言う「市民」というのは、当然この甲賀市に住んでおられる方や、甲賀市にお勤めされてる方、通勤されてる方を対象としたことかと思う。テレワークをされている北海道におられる方が市民かと言われるとちょっと違和感がある。

○西野委員

通勤という言葉だけ違和感がある。

通勤の単語だけを変えることで、リモートで関わる人も、入れられるのではと感じた。

○中川委員長

実は、大変重要な問題が指摘されている。

在住・在学・通勤という言葉が3点セットにされているが、現実にはその土地に来る人や居る人は、面識関係があるかどうかで判断される。

そのため、テレワークをはじめネット社会におけるネットコミュニティは面識的關係を構築できないことから、自治の「市民」の範囲からは外れる。

面識的關係がなければ、人々は責任ある共同生活のルールがつかれない。ネット社会においては、運営者や管理人がその役を担うことから、正確にはコミュニティは成立しない。

アメリカの教育哲学者のジョン・デューイが言った「面識的關係にこそ、民主主義の基礎は整理する」という定義に基づいている。

○辻本委員

単に通過するだけの物流の運転手が、毎日決まって甲賀市の食堂で昼食し店員と面識がある場合はどうか。

○中川委員長

そういった一時滞在型や訪問人口をまちづくりの仲間に入れ込むという考え方もある。責任までは追及できないが、あくまで協力者としてお願いすることはできる。それを制度化したものの例が観光大使。

通勤・通学までは、住民と同じ位の責任を担ってほしいということがこの条例の精神か

と思う。

○辻本委員

第4条・第5条について意見を提出したが、深い意味はない。

一点目、前回委員会で吉川部長が仰った「若者・子育て世代に選ばれるまち」という言葉がキーワードだと感じた。明石市や流山市のように、子育てに視点を当て人口を増やしている事例もある。

二点目、本委員会の担当の仕事のやり方を見ていると、やっつけ仕事。そのようなやり方では、庁内の各課がまちづくり基本条例を意識できることはない。反面、健康福祉部やこども政策部は広報こうか10月号で「若者・子育て世代に選ばれるまち」についての施策についてしっかりと広報できている。

○中川委員長

辻本委員からは、今後進めていくべき方向性や、姿勢についてご示唆頂いた。

後段で、次のことを議論したい。「今後まちづくり基本条例を、どのように市民サイドに浸透させるべきか」「行政サイドではどのようにビルドインすべきか」皆さんのご意見賜りたい。ここまでのところで副委員長のご意見を頂きたい。

○遠藤委員

資料4「甲賀市統計書」を出して頂いたが、世帯の割合は8年前と比べてどうなのかについて知りたい。おそらく世帯は増えていことから、個人のあり方が大きいと感じる。市民への取り組みの仕方も、世帯の変容による影響が大きいのでは。

○中川委員長

資料4「甲賀市統計書」(第2章7 人口・世帯数)について、当該年度の部分だけなので、経年変化について知りたい。

世帯数は増えているが、人口は減っている。つまり、1世帯あたりの人口が減っているということであり、高齢者単身世帯やひとり暮らしが増えている。こういった状況を見極めた上で施策を打つ必要がある。

後段の議論について委員の意見を求めたい。

○遠藤副委員長

私は、ただこの条例を知ってもらおうというのは一番難しいと思っている。市民にとっては、条例は普段の暮らしとかけ離れているから。ただ、甲賀市はまちづくり協議会や自治振興会が市民の皆さんをまちづくりに引き入れるための活動をずっとされている。その活動の中で、今日の事業はまちづくり基本条例の〇〇に基づいて行っているといった話を少しずつしていただくと分かりやすいのでは。地域づくり屋台村を行う際にも、条例に触れる説明を実施する等。

行政の中に知ってもらうことの方が大切だと思う。

○橋本委員

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度が6月から実施されてることについて、1歩前進と評価されるべきではあるが、啓発・周知が必要。また、性的マイノリティについて考えていく必要がある。そういったダイバーシティの取り組みが、住みよいまち、共生社会に繋がっていくのではないかな。

○葛原委員

チラシをどのようなタイミングで皆さんに見てもらおうか、啓発は難しいと感じる。

市の職員の意識付けのためには、事業が条例のどの部分に関連してくるかを意識し、どこかに表記することが大事かと思う。

○吉田委員

やはりまちづくり基本条例の認知度が低い。自治振興会・まちづくり協議会の事業においても、地域の皆様にご協力を頂いている。まちづくり条例において、区・自治会・自治振興会・まちづくり協議会の役割が謳われているが、条例に準じて活動をしていることを市民の方に知ってもらいたい。

時系列としては、自治振興会・まちづくり協議会の事業がすでに始まっていて、後からまちづくり基本条例が追いついてきたという形ではあるが。

甲賀市の中に住んでおられる職員さん、地域におられる職員さんが、地域内の活動に参加されてないと感じる。そういった面からも、まちづくり基本条例について分かりやすいリーフレット（職員向け・市民向け）を作って頂きたい。

○西野委員

個人単位に周知することはハードルが高いことだと思う。

市役所庁内での認知度を上げるために勉強会を行う際に、周りの市民（商工会や自治振興会・まちづくり協議会、市民団体等）を交えてタウンミーティングを行うことはどうか。

条例をテーマごとに分けて、テーマ毎に会議を開くこととすれば、関心を持ったテーマからまちづくり基本条例を幅広く知ってもらうことができるのでは。

○辻本委員

市民憲章は「あいこうか」の頭文字がある。そのような分かりやすいフレーズを作ることはどうか。

市長・副市長の話の中に、まちづくり基本条例という言葉必ず入れていただくこととするのはどうか。言葉にすること、耳にする回数が増えることが大事。

○中川委員長

全庁的に、各出版物、チラシ等に、「まちづくり基本条例第〇条〇項に基づいて行う事業」とクレジット表記することをルール化されたい。実施しない場合は、予算執行を許可しない。そこまでやって頂きたい。

(2) その他として次回開催会議について事務局から説明を求めます。

○事務局

今回は10月18日(金)18時を予定。

○事務局

閉会のご挨拶を遠藤さんよりお願いしたい。

○遠藤副委員長

短時間ではあったが、事前に委員の皆様の準備の協力があり、円滑な進行ができた。本委員会においては、委員の皆様の活発な発言を頂き、事務局との関係も和やかである。引き続きよろしくお願いしたい。

閉会